

河内長野市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

商工観光課に地域就労支援センターを設置して担当職員3人・専任のコーディネーター1人を配置し、庁内関係各課及び関係機関と連携した就労支援体制を実施しており、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」にある就職にむけて支援が必要な人に対してきめ細やかな就労支援を行ってまいります。また、大阪府とさらなる連携を図り、雇用確保と雇用創出に努めてまいります。
(環境経済部)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

環境・新エネルギーに係る雇用創出については、現在のところ地方自治体レベルでは難しいものと考えております。

しかし現在、本市の工業に対しては地場産業を中心に特産品工業の振興を図っており、商業や観光と連携した「河内長野らしい」ものづくり産業の創出をめざしており、今後は上記の観点で雇用創出につながる発展ができるよう、大阪府とも連携してまいりたいと考えております。

(環境経済部)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

平成19年9月にハローワーク河内長野管内市町村の主催で「求人・求職情報フェア」を実施し、企業と求職者とのマッチング・雇用の確保にむけて取り組んでおります。また、雇用の質の向上を目的として平成20年4月1日に施行されるパートタイム労働法の周知に努めており、国・府・商工会と連携し、雇用の質の向上に努めてまいります。
(環境経済部)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」な

どの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

本市の若年者に対する平成19年度の就労支援として、平成19年11月にハローワーク管内市町村主催による若年者就労支援相談会を実施いたしました。また、2月には「JOBカフェOSAKA」と連携した若者のための就職相談会を上記市町村の主催で開催を予定しております。このような相談会や大阪府が実施している「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を積極的に行い、求職者に対して就労の支援をしております。(環境経済部)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

国・府等関係機関と連携を図り、雇用・労働行政の強化に努めてまいります。(環境経済部)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

本市の中小企業施策は、主に商工会や市商店連合会と連携し実施しており、これまで人材育成については、関連セミナーを開催し、その重要性について意識啓発を実施してまいりました。また平成18年から、次代を担う若手事業者を中心に総合的な視点から地域産業の振興を研究する研究会を立ち上げ活動しており、平成20年度においても引き続き支援する予定です。

(環境経済部)

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

今後大阪の産業が成長していくためには、急速に成長したアジアに市場を求めていくことが必要不可欠と考えますので、大阪府や商工会など関連機関と連携を深め、本市産業の対応策について考えてまいります。(環境経済部)

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築するこ

と。

(回答)

近年、企業活動についての社会的責任が様々なところで求められることが多くなってきており、CSR（企業の社会的責任）の取り組みが注目されています。現時点でCSRの概念や取り組みは様々ですが、利害関係者に説明責任を果たすことが主眼であると考えられ、行政においてはより透明性が高く市民に説明責任を果たす取り組みであると考えられます。その意味からも、市長の強力なリーダーシップのもと、今後も行財政改革に取り組む必要があると認識しており、この度「第3次河内長野市行財政改革大綱」を策定したところです。

本市がめざすまちの姿を実現する「第4次総合計画」を円滑に推進し、将来に希望のもてるまちを実現するため、市民と行政が共に考え、それぞれの責任と役割を果たしていく新たな自治の仕組みづくりにむけ、取り組みを進めてまいります。
(企画総務部)

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

平成19年12月に「第2次河内長野市財政健全化プログラム」を策定しました。平成20年度から平成24年度の5ヶ年計画としており、①収支不足の解消、②財政構造の弾力化、③公債費負担の適正化を目標に推進してまいります。
(企画総務部)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

平成14年12月に策定された「大阪府保健医療計画」は5年間の計画期間を終え、平成20年度からは新たに改訂される同計画に基づき地域医療体制の整備を推進していくこととなります。

同計画に基づく一次医療（市町村の役割）としては休日急病診療所の運営、また、二次医療圏（南河内）としては南河内南部の3市2町1村で運営する休日・夜間小児救急医療体制の整備など、救急医療提供体制の充実に取り組んでまいりました。今後も、二次医療圏を所管している大阪府・富田林両保健所及び市医師会・歯科医師会・薬剤師会等の協力を得て、必要な医療が充足されるよう取り組んでまいります。

また、保健医療施策の充実にむけ、国・府に対して引き続き要望してまいります。

(保健福祉部)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

市の広報による啓発、保険料の通知や利用状況の通知に文書を同封する等、啓発に努めていますが、さらなるサービスの普及・適正利用の観点から、利用者に対する啓発に努めることといたします。また事業者に対しては、事業者連絡会を通じての制度理念の啓発等に努めてまいります。

苦情相談の窓口対応については、大阪府の介護相談員制度を活用するとともに、地域包括支援センター等の相談窓口の充実を図ってまいります。(保健福祉部)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営については、河内長野市老人保健福祉計画推進委員会において協議を行っており、本委員会には介護保険被保険者代表をはじめ学識経験者や医療・福祉関係者等、地域の老人関係団体の方々に参画をいただいております。今後とも本委員会における協議を踏まえ、地域包括支援センター事業の適正化に努めます。地域資源のネットワーク構築については、現在研究会を立ち上げ検討を進めているところです。(保健福祉部)

(4) 高齢・退職者の生きがいがづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者の生きがいがづくりや社会活動への参加促進を図るため、老人クラブ活動やシルバー人材センターの支援等を行っていますが、様々な機会を通じての情報提供や参加へのきっかけづくりを行う等関係各課との連携を図りつつ、さらに高齢者が様々な活動に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。(保健福祉部)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護は法定受託事務であり、今後も法の適正実施に努めるとともに、「経済的給付から自立を支援する制度への転換」をめざして就労による自立を積極的に支援してまいります。

(保健福祉部)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

現在H I V・A I D S対策は、大阪府が中心となって基礎知識や予防に関する啓発・相談・検査等を行っています。本市では相談を受けた時に保健所を紹介したり、学校保健と連携し夏休みに性教育を実施したり、12月1日の「世界エイズデー」に合わせてポスター掲示を行う等、広く予防や検査に関し情報提供を行っています。

今後も大阪府の指導のもと、H I V感染・A I D S予防について啓発活動を行っていきたいと考えております。

(保健福祉部)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、延長保育・病後児保育などの保育事業や子育て支援センター事業・「つどいの広場」事業・ファミリーサポートセンター事業など地域における子育て支援事業を実施しており、今後もさらに内容を充実してまいります。特に、児童虐待への対応については、保健師を中心にして虐待防止ネットワーク体制を整えて対応しております。さらに地域の在宅家庭については、引きこもりがちな家庭などを対象に、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ることを目的とした育児支援事業などに取り組んでおり、今後も子育て支援体制の強化・充実に取り組んでまいります。

(保健福祉部)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育者には高度な専門性と豊かな保育観が求められているため、積極的に各種研修に参加させるとともに、公立保育所で行っている研究や研修を継続していきます。また、そこでの成果を民間保育所に還元するなどして、保育者の資質向上に努めております。今後もさらに連携し、保育の質の低下を招かないよう制度の維持・保育者の確保に努めてまいります。(保健福祉部)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

児童の放課後対策については、国の放課後子どもプランの動向を注視しつつ、平成19年度より放課後子ども教室のモデル実施及び平成20年度からの「放課後児童会」(いわゆる学童保育)の時間延長及び土曜日開設を決定するなどの拡充を図ったところですが、今後とも放課後の子どもの健やかな育成という観点から制度充実に努めてまいります。(教育部)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

本市では、学社融合担当として社会教育課に教員を配置し、学校教育活動と社会教育の事業・活動(地域の教育や教育資源を含む)を合体・融合するためのコーディネートを行っています。例えば地域(企業を含む)素材の教材化や学校と家庭・地域の橋渡しを行い、地域力・家庭力の向上のための施策などを実施しております。

また、各中学校区では家庭・地域・関係団体の連携を強化し、子どもの教育の充実に図るための「教育懇談会」を中心として、そのなかで「子どもの安全・安心」についてのネットワークの拡大や地域人材の交流、学校へのさまざまな支援を行っています。さらに週休日に子どもたちの居場所づくりを行い、教育コミュニティづくりの一翼を担っております。「楽習室」は、その代表的な事業です。(教育部)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないよう、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

家庭の事情や経済的な理由により進学をあきらめることなく、また進学後も経済的な理由などから中退することなく、卒業から就職へ夢や希望を実現しようとする生徒をはじめとする青少年に対する進路選択支援として相談窓口を設置しております。また、本市の奨学金制度として、経済的な理由のため高等学校・高等専門学校・専修学校への就学が困難な生徒に対して奨学金の給付を行っております。

就学援助については、要保護世帯は生活保護における教育扶助等の対象外である修学旅行費や医療費について援助を行い、さらに準要保護世帯については要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯であることから、学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費・通学費・学校給食費・医療費について、要保護世帯への国の補助限度額算定の基礎となる児童・生徒の一人あたりの額を目安に給与額を算定し、援助を行っているところです。

今後も、教育の機会均等の精神に基づきすべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施していきたいと考えております。(教育部)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

「河内長野市・思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を平成13年3月に制定いたしました。条例の理念を基本にして、各部局において施策展開を図っております。

人権相談に関しては、人権擁護委員及び「人権ケースワーク事業」(人権あれこれ相談)にて常時対応できる体制整備をしております。また、各種相談ネットワーク会議を開催し、各相談員の情報交換とともにスキルアップを図っております。

人権侵害根絶のための啓発活動については、市人権協会を中心として市・教育委員会・各種団体の協力により取り組んでおります。(市民文化部)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

平成19年度中に第2期計画を改定し、平成20年度から第3期計画をスタートする予定となっております。

本市男女共同参画計画では、女性委員登用の目標比率を40%達成としています。本市の平成19年4月1日現在の審議会等への女性登用状況は、23.9%となっております。

今後とも、目標達成に向け、男女共同参画を推進してまいります。(市民文化部)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

本市では、平成18年1月に「河内長野市男女共同参画推進条例」を施行いたしました。今後とも、啓発活動ほか関連施策の推進に努めてまいります。(市民文化部)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市では、平成14年7月に開館した男女共同参画センター(市民交流センター内)でセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの相談にも対応できる「女性のための相談」を開設しております。この相談については、毎月の広報紙等で開設日時の周知に努めており、月9回(1回50分)の予約制となっております。

相談員の研修については相談業務委託先の機関において、人権意識の啓発・研修に努めることとしております。(市民文化部)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、仕事だけでなく家庭生活や地域活動をも重視する多様な価値観を実現していくためにも、多様な働き方や育児休業制度の取得しやすい職場環境の整備など、企業への情報提供や啓発活動を推進してまいります。(保健福祉部)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

本市においては、環境率先行動実行計画「かわちながの市役所エコアクションプラン」を策定し、平成17年度を基準として平成20年度までに温室効果ガスの排出を3%以上削減することを目標として取り組んでおります。

また、平成15年度より市民団体と協力して、府省エネライフ促進事業の「環境家計簿」にも毎年取り組み、平成18・19年度においては本市独自の環境家計簿「かわちながのエコアクション」を作成し、温暖化防止に努めております。
(環境経済部)

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

大阪府にはヒートアイランド現象の緩和とやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、「大阪府自然環境保全条例」が改正され、今後建物を建てる時に基準に沿って緑化を進めることを内容とした緑化制度が設けられました。本市もこの制度に沿って、大阪府と連携をとりながらヒートアイランド対策に取り組んでまいりたいと考えております。
(環境経済部)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

市及び大阪自動車環境推進会議ならびに河内長野交通安全自動車協会が連携し、各事業所などの民間駐車場におけるアイドリングストップ等のエコドライブ推進看板を事業者の費用負担で設置、市民への啓発を行っております。
(環境経済部)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

「ごみ処理基本計画」「第5期分別収集計画」に基づき、取り組みを推進してまいります。

また、分別収集の細分化に関しては、ごみ収集体制や市民の負担等を考慮し、今後検討してまいります。
(環境経済部)

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

平成19年度より庁内関係課・大阪府富田林土木事務所・河内長野警察署等関係機関とごみ不法投棄対策連絡会議を発足させ、不法投棄に関する情報収集と広域的な対策を行うよう努めております。

野外焼却・不法投棄対策については定期的な監視パトロールを行い、野外焼却発見時は原因者に注意、不法投棄発見時はすみやかに撤去するなど早期発見・早期撤去に努め、新たな不法投棄を防いでおります。また、不法投棄の防止看板については適所に設置しておりますが、この看板は通報先を周知する目的ではないので、今後ご意見も参考にしてまいります。

監視カメラの設置については、本市のたいへん厳しい財政状況に鑑み、費用対効果の観点から優先順位上位での役所内合意を得ることは難しいところですが、国道・府道管理者や警察など関係機関と連携を図り、今後も研究していきたいと考えております。
(環境経済部)

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

水辺クリーンアップキャンペーン・親と子のふれあい自然学習会・河川一斉清掃等の事業を通して、環境啓発活動の一環として、市民の河川に対する愛着心を育てると同時に河川浄化・美化意識の高揚に努めております。
(環境経済部)

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定して

いる「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

現在、「地域防災計画」の修正に取り組んでいるところですが、「大阪府地域防災計画」との整合を含め、防災対策の補強に取り組んでいきたいと考えております。

災害時用の食糧備蓄については、被害想定をもとに災害発生直後の飲料水・食糧等の備蓄を行うとともに、スーパー等と災害時における物品の供給協力に関する協定の締結に努めております。

本市の地域防災訓練については、毎年中学校区ごとに順次実施しており、その際には地域の自治会等の団体に様々な訓練に参加してもらうなど、市民主体の訓練を行っております。また、平成19年度に大阪府と合同で地震災害対策訓練や全国土砂災害訓練を実施いたしましたが、今後もそういった機会をとらえて、地域住民や対象者を考慮した訓練の充実を図っていききたいと考えております。

(危機管理室)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

学校施設の耐震化については、阪神淡路大震災以降順次取り組みを開始し、特に避難所としては体育館に特定せずに校舎も含めて活用できる施設を対象としておりますが、このうち、体育館については、平成20年度で耐震化を完了する予定です。

また校舎については、複数の構造体で建物が構成していることに加え、児童生徒が日常使用していることから、工事範囲や期間を勘案しながら教育活動に支障を来さないように補強事業を進めなければならないという状況にあります。しかしながら、学校施設については、学校生活時間帯での児童・生徒の安全確保はもちろん、災害発生時には市民の避難所となる施設としても使用されることから、早急な耐震化が必要なことを十分に認識し、より一層有効かつ効率的な計画を策定し、耐震補強事業に取り組んでまいります。

(教育部)

(3) 公共施設（特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設）へのAED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）の設置を拡充すること。

(回答)

平成18年度より年次的に公共施設への設置を進めており、現在すでに市民総合体育館を含め22施設に設置しております。今後、その他の公共施設について、適切な管理ができるかどうかも勘案し設置していく予定です。

(危機管理室)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在本市内では、14ヶ所564区画約1.9haの貸農園が開園されており、ほぼ全区画が利用されております。

今後、団塊の世代の大量退職などが進むなかで、市民農園への期待はますます高まるものと予測されます。一方農業従事者の高齢化や後継者不足などから、耕作できない農地いわゆる遊休農地は増加傾向にあります。市民農園の設置は、遊休農地対策としても極めて有効であると考えられることから、農地所有者に対しさらに周知を図り、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(環境経済部)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

駐車対策としては、定期的に迷惑駐車啓発パトロールを実施するとともに、所轄警察と連携し地域住民との協働による夜間パトロール等を実施するなど、対策を実施しております。今後ともこのような啓発活動にあわせて、取り締まりの強化について所轄警察署と調整したいと考えております。

(都市建設部)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

道路施設・交通機関・交通施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化については「河内長野市移動円滑化基本構想」に基づき、各管理者において重点整備地区での整備を進めており、公共交通事業者に対しては国の補助制度による協調補助を行うとともに、今後とも重点整備地区をはじめ道路の新設改良整備や公共施設の建設改良時に、バリアフリー化された空間整備を図りたいと考えております。

(都市建設部)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

歩道がない道路や歩道幅員が狭い道路が多く、自転車専用レーンを設置するための幅員の確保は現状としては難しい面もあり、歩行者と自転車の事故防止については講習会や看板等での啓発を進めてまいります。

歩車分離信号機は、交差点での安全性の向上を図るうえで有効と考えており、道路状況や交通状況に応じた設置を警察と調整したいと考えております。(都市建設部)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本市においては、駅周辺などで一部民間駐車場を利用したパークアンドライドを行っております。また、家族等による自家用車での送迎いわゆる「キスアンドライド」が多くみられるのが現状です。パークアンドライドは、広域な都市圏としての交通需要マネジメントの観点からも必要性は認識しておりますが、実施には道路状況や駐車場の確保など課題も多く、実施の可能性について大阪府等関係機関と調整しながら、調査・研究してまいります。

また、レンタサイクルについては、起伏の多い地形や道路状況等の通行環境・需要面から実現には課題も多く、調査・研究が必要と考えております。(都市建設部)